



白河市長選挙 白河市議会議員一般選挙

☎選挙管理委員会事務局 内312510

- 投票日 7月9日(日)
- 時間 午前7時～午後6時
- 投票所 告示日7月2日(日)以降に郵送する投票所入場券をご確認ください。



※投票時は入場券を持参してください。なお、選挙権があれば、紛失や忘れた場合も投票できます。

●投票できる方

平成17年7月10日までに生まれた日本国民で、令和5年4月1日以前から引き続き本市の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている方

※入場券が届いた方でも、投票当日に選挙権がない方は投票できません。

●選挙公報

7月8日(土)までに新聞折込などで各世帯に配布します。また、市ホームページにも掲載します。

《開票》

7月9日(日)午後7時30分から、市中央体育館（北中川原）で開票します。

※開票状況は、市ホームページでお知らせします。

《期日前投票》

投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票ができます。入場券裏面の「宣誓書」を事前に記入のうえ、期日前投票所に持参してください。

●投票所・投票時間

投票所	開設期間	投票時間
本庁舎1階ロビー	7月3日(月)～8日(土)	午前8時30分～午後8時
表郷・大信・東庁舎		午前8時30分～午後7時

※入場券が届く前でも投票することができます。

《不在者投票》

次に該当する方は、不在者投票ができます。手続き方法など詳しくは、お問い合わせください。

◇仕事や旅行、震災の影響による避難などで、市外に滞在・避難している方…滞在先などで投票

◇県の指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している方…入院施設などで投票

◇身体障害者手帳などの交付を受け、一定の要件に該当する方…郵便で投票

《その他》

投票所では、引き続き手指の消毒にご協力ください。また、投票の際にご自身の筆記用具を使用できます。



新型コロナワクチン 春開始接種

☎健康増進課 ☎27112

《接種対象者》

初回接種（1・2回目）が完了し、前回接種から3か月以上経過した次の方

- ①65歳以上の方
- ②5歳以上で基礎疾患を有する方
- ③5歳以上で医師が重症化リスクが高いと認める方
- ④医療従事者
- ⑤高齢者または障がい者施設の従事者

※②～⑤の該当者に接種券を送付しています。該当者で接種券がお手元がない場合は、コールセンターまでご連絡ください。

《集団接種を希望する場合》

- 接種期限 6月15日(休)
- 予約方法 新型コロナワクチン接種コールセンターに連絡

《個別接種を希望する場合》

- 接種期限 8月31日(休)
- 予約方法 個別接種実施医療機関に直接連絡

個別接種実施医療機関▶



《新型コロナワクチン接種コールセンター》

ワクチン接種に関する問い合わせ・相談はこちら

☎0120-567-343

- 対応時間 午前9時～午後5時 ※平日のみ

お知らせ
News

特定健康診査を受けましょう

☎国保年金課 内2166 / 健康増進課 ☎⑦2112

生活習慣病の多くは、自覚症状がないままに悪化します。健診を受け、客観的に自身の健康状態を把握しましょう。詳しくは、各世帯に配布した「令和5年度市民健診のお知らせ（保存版）」をご覧ください。



- 健診開始日（集団・個別） 6月1日（木）
 - 対象者 4月1日現在、国民健康保険に加入している40～74歳の方
- ※対象者には受診券を発送しています。
※4月2日以降に国民健康保険に加入し、健診を希望される方は、国保年金課までご連絡ください。

《40歳になる国民健康保険被保険者の方へ》

令和5年度中に40歳になる国民健康保険被保険者で特定健診を受診した方には、後日QUOカードを進呈します。
ぜひ初めての特定健診を受診してください。

お知らせ
News

後期高齢者医療制度加入者も健診を受けましょう

☎国保年金課 内2163 / 健康増進課 ☎⑦2112

後期高齢者医療制度加入者には、市の実施する健診の受診券を送付していませんが、健康維持のため健診を受診しましょう。

受診される方は予約のうえ、受付で被保険者証を提示してください。詳しくは、各世帯に配布した「令和5年度市民健診のお知らせ（保存版）」をご覧ください。



お知らせ
News

後期高齢者医療制度加入者の歯科健診

☎国保年金課 内2163

歯は、体の健康維持や認知症予防に重要な役割を担っています。対象となる方に通知しますので、必ず受診しましょう。



- 健診期間 6月1日（木）～11月30日（木）
 - 対象者 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの被保険者の方
 - 健診内容 問診・（義）歯・かみ合わせ・歯周組織・えん下の状態など
 - 費用 無料
- ※詳しい受診方法や指定歯科医院は、対象者へ送付される通知をご覧ください。
※長期入院している方や介護施設に入所している方などには通知されません。
- 問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-563-3308

お知らせ
News

介護保険負担限度額認定



☎高齢福祉課介護保険係 ☎⑧5518

介護保険施設を利用するにあたり、次の要件が全て該当する方は負担軽減の申請をすることができます。

- 要件
 - ①本人と同一世帯内全員が住民税非課税者
 - ②本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者
 - ③本人と配偶者（別世帯も含む）の預貯金などの合計額が一定額以下
 - 申請方法 申請書類などを高齢福祉課または各庁舎地域振興課に提出（郵送も可）
- ※前年度認定者には、申請書を送付します。
- 申請書類 介護保険負担限度額認定申請書、預貯金などの額が分かるもの、非課税年金の額と種別が分かるもの
 - 受付期間 6月1日（木）～30日（金）

東京電力福島第一原子力発電所事故にかかると追加賠償の請求

☎東京電力ご相談専用ダイヤル ☎0120-926-470

《追加賠償の概要》

- 賠償種類 県南地域での精神的苦痛に係る損害
- 対象者 原発事故時点で本市に生活の本拠があった18歳以下の子ども・妊婦以外の方で、平成24年12月5日付発表の賠償金4万円を支払い済みの方
- 追加賠償額 6万円

《請求方法》

請求書（用紙）またはWEB受付システムにてお手続きください。

なお、本追加賠償の請求に期限はありません。

※請求書は、以前に賠償請求された方で、東京電力で現在の住所を把握できた方（世帯代表者や住所に変更がない方）に順次お送りします。該当する方には、請求書発送前に封書でご案内をお送りします。

●WEB受付システム



システムにログインできるのは、世帯代表者の方となります。ログインには「電話番号*」と以前に賠償請求された際の「お申し出番号」または「口座番号」が必要です。

※以前の賠償請求の際に登録した電話番号や、令和5年4月16日までに連絡先として東京電力に登録した電話番号

《追加賠償に関する問い合わせ先》

以前の賠償請求以降、世帯代表者や住所に変更があった方は、次の方法でお問い合わせください。

●東京電力ご相談専用ダイヤル

☎0120-926-470

▷受付時間 平日／午前9時～午後7時
土日祝日／午前9時～午後5時

●WEB受付システム（住所変更のみ可）

●表郷公民館臨時窓口

▷受付期間 ※平日のみ
6月1日(木)～23日(金)、7月10日(月)～8月25日(金)
▷受付時間 午前10時～午後3時

お知らせ News

外来カミキリムシの発見・捕獲駆除にご協力ください

☎農林整備課 内2261

市内に生息する2種類の外来カミキリムシは、街路樹や公園などの木を食べ、倒木の危険性を高めるので、発見・捕獲駆除にご協力ください。ご協力いただいた方に、県産材を活用したグッズをプレゼントします。


《外来カミキリムシ発見・捕獲駆除イベント》

- 期間 6月1日(木)～9月29日(金)
- 場所 白河市内全域
- 捕獲駆除対象

市ホームページ▶




ツヤハダゴマダラカミキリ



日中に活動し、カツラ・カエデなど道路沿いや公園に多い樹木を好みます。体長2～3cm。

サビイロクワカミキリ



夜に活動し、エンジュなど河川沿いに多い樹木を好みます。体長3～4cm。

●参加方法

報告書（市ホームページよりダウンロード）を記入のうえ、カミキリムシまたは被害箇所の写真を添えて提出ください。また、カミキリムシを持参する場合、カゴや袋に入れてください。

●提出場所 農林整備課窓口（本庁舎2階）

●プレゼント

捕獲駆除した数に応じてお渡しします（各コース1人につき1回まで）。

▷Aコース
3匹捕獲駆除
または生息場所を3か所報告
コースターセット
(先着30人)

▷Bコース
5匹捕獲駆除
または生息場所を5か所報告
木製皿1枚
(先着20人)

▷Cコース
10匹捕獲駆除
または生息場所を10か所報告
木製盆1枚
(先着10人)



お知らせ News

補助金・助成金 自動診断システム



商工課商工振興係 ☎215910

市内事業者が利用できる「補助金・助成金自動診断システム（Jシステム）」を導入しました。

このシステムは、ホームページ上で簡単な質問事項に答えるだけで、対象となる国や県、市の補助金などを確認・診断することができます。

また、必要に応じて専門業者がオンラインでの個別相談（無料）や申請のサポート（有料）に対応します。

《システム利用の流れ》



募集 Recruit

第20回しらかわ 郷里マラソン



しらかわ郷里マラソン実行委員会 (東庁舎地域振興課内) ☎342116

- 期 日 11月11日(土)／午前8時開始
- 受付会場 東風の台運動公園
- 部 門 1・2・3・5・10km(種目23部門)
- 対 象 小学1年生以上の健康な方
- ※10km部門の参加対象は、完走できる方
- 参加料 ▷一般 3,500円 ▷高校生 1,500円
▷小・中学生 1,000円
- ゲスト 富士通(株) 柏原 竜二さん
- 申込期間 6月12日(月)～8月18日(金)
- 申込方法 インターネットエントリー (RUNNET) または専用振替用紙による郵便振替
- その他 荒天などの理由で中止となる場合、参加料は返金できませんが、参加記念品を送付します。

お知らせ News

高齢者の補聴器・外出 支援器具購入費の助成

高齢福祉課高齢者支援係 ☎285519

申請にあたっては要件などがありますので、事前に電話や窓口でご相談ください。なお、予算の範囲内での助成となるため、先着順となります。



《補聴器購入費の助成》

- 対象者 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方で、身体障害者手帳（聴力障害）をお持ちでない方
- 助成金額 購入費の2分の1（上限2万円）

《外出支援器具購入費の助成》

- 対象者 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方
- 対象器具 杖、シルバーカーなど
- 助成金額 購入費の2分の1（上限5千円）

お知らせ News

特定都市河川 釈迦堂川流域の浸水対策

道路河川課 内2202

隈戸川・外面川を含む釈迦堂川流域では、令和元年台風19号などにより浸水被害が発生しています。

また、近年の気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化により、浸水リスクの増加が予測されるため、国では釈迦堂川流域を「特定都市河川」に指定することを目指しています。

指定されることで、浸水対策をこれまで以上に加速させ、国・県・市・企業などが協働して流域での貯留・浸透機能の向上などを推進していきます。

なお、対策の一つとして、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす開発行為には許可が必要となります。詳しくは、説明会でお話しします。

《説明会》

- 日時 6月29日(木)／午後7時～
- 会場 大信庁舎 大ホール



認知症サポーター 養成講座

☎高齡福祉課高齡者支援係 ☎285519

市では、認知症を正しく理解し、認知症の方と介護している家族の良き理解者として、地域で温かく見守るサポーターを養成します。



- 日時
6月13日(火)／午前9時30分～11時30分
7月7日(金)／午後1時30分～3時30分
※どちらの日程も講座内容は同じです。
- 会場 市役所本庁舎5階 正庁
- 費用 無料
- 対象者
市内在住の方または市内に通学・勤務している方
- 申込期限 各受講日の前日
- 申込方法 高齡福祉課窓口または電話



高齡者サポーター 養成講座

☎高齡福祉課高齡者支援係 ☎285519

市では、高齡者の介護予防や生きがいづくりを目的に、市内の集会所などで開催される高齡者サロンを運営するサポーターを養成します。



- 期日
7月6日(木)・13日(木)・21日(金)・27日(木)
- 時間 午前10時 ※1時間30分程度
- 会場 中央老人福祉センター (北中川原)
- 費用 無料
- 対象者
市内在住の方で全4回の講座を全て受講し、講座修了後にボランティアでサロン運営ができる方
- 申込期限 6月30日(金)
- 申込方法 高齡福祉課窓口または電話



高齡者にやさしい 住まいづくり助成

☎高齡福祉課高齡者支援係 ☎285519

市では、高齡者の方々が安心して生活できるように次の助成を行っています。

各助成の申請受付は11月30日(木)までですので、希望される方は早めにお申し込みください。また、申請にあたっては要件などもありますので、事前に電話や窓口でご相談ください。

《高齡者にやさしい住まいづくり助成》

- 内容 手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り替えなど
- 対象者 市民税非課税世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方
- ※同居の子や配偶者は、異なる世帯に属する場合であっても同一世帯とみなします。
- 助成金額 工事費の9割に相当する額 (上限15万円)
- ※工事前の申請が必要です。

《エアコン設置整備費助成》

- 対象者 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方で、住宅にエアコンが設置されていない世帯 (1世帯1回限り)
- ※同居の子や配偶者は、異なる世帯に属する場合であっても同一世帯とみなします。
- 助成金額 エアコン設置費用の2分の1 (上限3万円)
- ※工事前の申請が必要です。



《火災警報器設置整備費助成》

- 対象者 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯 (1世帯1回限り)
- ※同居の子や配偶者は、異なる世帯に属する場合であっても同一世帯とみなします。
- 助成金額 設置費用3台分まで (上限9千円)



その他の高齡者福祉サービス一覧▶

